

長与町農業委員会議事録

令和8年1月23日

長与町農業委員会

令和8年1月農業委員会総会

1. 日時 令和8年1月23日(金) 15時00分から17時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(11名)

会長	1番 水谷 勉			
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利	
	5番 坂本 謙二	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	11番 山口 多美子	
	12番 山中 庄八郎			

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員(8名)

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 農業委員会委員 欠席(1名) 10番 柿本 透

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	9番 山口 和幸	12番 山中 庄八郎
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局 報告の前にご連絡ですが、今回送付しておりました議案の審査順について変更させていただきます。先月の総会で継続審議としていました第2号議案の整理番号8、トレーニングファームの案件を先に審議させていただきます。

事務局 それでは、報告にうつります。
長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。
本日は、委員12人中11人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。本日の欠席は、10番 柿本 透 委員です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長 それでは、令和8年1月の農業委員会総会を開催いたします。
まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名、指名いたします。
9番 山口 和幸 委員、12番 山中 庄八郎 委員 を指名いたします。
日程第2 本日は、
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が3件
第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が8件
報告事項は 行事報告を予定しております。
それでは、日程第2 提出された議案の審議に入りますが先ほど説明がありましたとおり、先月の継続審議から審議します。
第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」の整理番号8について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議の整理番号8について説明いたします。
第2号議案の15ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご参照ください。左側がトレーニングファームについての説明資料と右側がトレーニングファームで活用する補助事業について掲載しています。先月の総会で継続審議となっていた案件です。
整理番号8
農地中間管理機構より利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、
(法人名) 長崎市興善町(地番)
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町本川内郷(地番)
権利対象の土地は、
所在 本川内郷(地番) 地目 畑 面積 4,505㎡以下3筆。3筆合計 7,177㎡です。

権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は みかんです。

期間は、令和8年4月10日から令和18年4月9日までの10年間です。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。図面の左側に（施設名）がごございます。（施設名）の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。

先月の総会を受けて、13日に水谷会長と事務局、町部局、（法人名）の担当課長、県の担当課長と集まっていたき、トレーニングファームの補助事業の概要や〇〇君の就農計画等について話をしました。

まず、トレーニングファームの補助事業については、資料3に掲載しています「果樹経営支援対策事業」の中の「改植新植事業」を活用するとの事です。先月話が出た、以前も改植事業を利用していたのかを確認しましたが、資料が残っているのが平成25年度迄であって、正直、それ以前にあったのかを証明する資料がありませんでした。今回申請している農地については、資料が残っている期間で補助事業を実施した実績はないとの事でした。

また、この事業の実施主体は（法人名）になりますので、先々月の総会で審議した（地名）の農地を含めて、トレーニングファームで生産した売り上げは（法人名）の収入となります。（法人名）としては、改植事業で支出した経費を補助金で賄う事が出来ると考えています。

そして、この補助事業で利用するのは改植事業であり、園地の整備に係るところは貸主が実費で行います。農機具等についても家にあるものを使用します。

次に農家の出身の〇〇君が、無償で苗木を将来的に譲渡してもらおう事についてですが、（法人名）も県も〇〇家については、お父さんが既に農業から手を引いているため、通常の農業後継者のような経営継承は出来ないとの判断で、新規就農者として指導をしていくと考えています。したがって、この事業の趣旨でもあるように最終的には新規就農者の〇〇君に譲渡する事になります。

しかし、途中で〇〇君が投げ出すことがあれば、その農地の苗木は他の新規就農者が引き継いで研修を行う事を担保しています。あくまでも実施主体は（法人名）ですので、〇〇家の農地であっても新規就農者の誰を研修対象者とするかは（法人名）が決めることとなります。

したがって、農地を〇〇君に譲った後も補助金の関係で10年間は（法人名）が関与していく事になると思います。また、10年間の賃借は、中間管理機構と（法人名）との契約ですので、トレーニングファームについての契約について、途中でダメになった場合などの取り決めは別になされていると思われます。なお、今回（法人名）が〇〇君をトレーニングファームで研修する新規就農者として扱っているのは、個別の判断に基づいたものであって、誰でも対象になるという事ではないようです。

次に〇〇君の就農計画ですが、現在トレーニングファームとしての農地面積が11,035㎡予定されており、この規模で研修を行う予定です。耕作面積も2～2.5ha規模で経営していく事を目標としています。〇〇君本人のみかんの栽培技術について今後も指導が必要な事やお父さんの失敗例もありますので、みかん栽培で生活が出来るように（法人名）や農業士をはじめとする地元の農家さん、そして県が、まずはしっかり指導・助言をしていく。その後本人の技術の向上と併せて経営規模の拡大していく意向である事と、〇〇君も遊休農地化している農地について、今後整備していく意思がある事を13日の話し合いで確認しています。

説明は以上です。

議長 今回整理をしなければならない事は、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議ですから、私たちが農業委員会として、どういう形で意見を出すか、「異議あり」であればこういう事で異議がありますとしなければなりません。審議のポイントとして、借り受ける借主が妥当かという事ですが、これは（法人名）が借り受けるという事ですからこの点がどうなのかという事ですね。もう一つは、借り受けた農地が農地法や関係法令に抵触をしないかという事を審議する事になっています。

そうは言っても、親子でなぜ貸し借りをするのか、親の土地をどうして（法人名）を介して子が耕作するのかといった感情的にも皆さん方の整理が中々つかないというのは良く理解できます。ですから前回も皆さんから意見が出ましたので、今の説明について納得いけるかどうか、まだ疑義がある点について説明を頂ければと思います。

8番 先ほど事務局から長く説明がありましたが、確認の意味を含めて、書面で出せませんか？

議長 資料の方は準備をしますが、ちょっと整理して行きましょう。まずは借主の（法人名）が適当であるかという所から意見ををお願いします。

8番 借主の（法人名）に関しては、ちゃんと規則に従って国の補助事業を活用して事業をやっていくという事で、しっかりした母体であるという事は先ほどの説明で理解できました。

12番 私は、（地名）でミカンをやっていて、（使用貸人）とも顔を合せているんですが、何故彼は息子のために協力をしないのかが不思議に思います。

議長 基本的に親子の関係であれば自力で改植して良いんじゃないかと思うのですが、これはそうなんですよね。私たちが〇〇課長に、皆が何故自力で改植しないのかというように思っていること。それからもう一つは、改植したことがあったとも皆が言っている。この問題を含めて話をしましたが、一応もう全て8年以上前に改植は終わったと。法的には8年を経過をしたと。私も（法人名）に行って確認をしました。当時の担当者にも電話をしました。当時どうだったのかを聞きましたが、やっぱりほとんど改植したという事で8年検査、4年検査がありますよという話だったので、その資料を見せて欲しいと（法人名）にお願いしたら、25年度の8年検査の資料があり、その分は了解となっていました。今回の案件農地などはそれより前の事になります。法的根拠としては、そういう事になっています。

皆が言っているのは、その補助金を2回もらう事が妥当なのかについてですね。〇〇課長にも話したところ、改植は実施主体の（法人名）がやりますと。前回の時と実施主体が異なるので補助金もとおりますとの意見がありました。そういう事で（法人名）は捉えているという事ですね。

推進委員
2番

補助金が重複しないという事であればですね。あと、（法人名）が母体となってやると。ですから、もの自体は〇〇さんのものではなくて（法人名）のものという考え方なんでしょう。それだったら問題ないんですが。私があと1点気になるのが、10年という期間ですね。その間に〇〇さんがミカンとかも全部無償で引き継ぐんでしょけれど、〇〇さんがどうしても出来なくなった場合は第三者のトレーニングファームになる訳ですよ。ただ問題は使用貸借が継続できなければその辺もまたおかしくなると思うんですけど。こちらでどうこう言える所ではないんですが、その点がちょっと気になります。

議長

今お話があったようにですね。一応8年過ぎているから良いのではないかという話がありましたが、感情的には中々整理出来ない事も話しました。町長部局からは、トレーニングファーム予定地を探したけど適当な所がないと。町内に丸々貸してくれる（法人名）がないという所で、この農地しかなかったという意見がありました。

それとですね、改植についても疑義がありましたので（法人名）の支店で調査をしました。先ほど説明があったように1筆だけが記録として残っていたということでした。

11番

〇〇さんと（法人名）のトレーニングファームの研修期間は何年ですか？

議長

この件はですね。トレーニングファームがまず2年、それから支援事業があと3年ですね。基本的に、その改植事業はどうするのかですが、植え込みから、（法人名）が指導して〇〇君が育成をしていきます。当然最初の3年間は未収益期間でしょうが、この期間は補助金で賄っていくんでしょ。そして、10年という契約期間ですが、その期間は（法人名）が担保したいと考えているんだと思います。途中で〇〇君が投げ出したら、他の新規就農者のトレーニングファームとして耕作させるよと。賃料についても使用貸借でかからないように10年間は拘束できるという事だと思います。それ以降のことは、まだはっきりしていませんが、ただ10年間は責任もって借りるという事になっています。

推進委員
8番

契約開始が令和8年4月10日という事は、改植事業はいつからになるんですか？

議長

今年の春からを予定しているとの事です。

議長

地元の方が心配をしている事は事実なんです。ただ〇〇君も前途ある青年で農家として自立させていかなければいけない。たまたま事例として良くなかった所はありますが、我々が感情で物を言って良いのかという事もあるわけです。法的根拠としてどうなのかという事です。まず（法人名）が受け手として適正な団体なのか。それからその農地が農地法や関係法令に照らして問題ないか。地域計画の達成に資するものになっているか。この点について判断して、問題なければ異議なしで、異議があればその理由を付さなければなりません。貸す方でなく借りる方が妥当かどうかなんです。全体的にまだ意見があればお願いします。

2番

〇〇君は、この前の「若者懇談会」にも参加して、きちんと自分の意見を発表していました。私も今回の件について引っかかっていたんですけど、本人は一生懸命に話し合いに参加していましたし頑張っている子なんだと思いました。

事務局

私も〇〇君とは、彼が長与町に戻って来てからずっと地元の活動を一緒にして来ているんですが、その中でも農業されている方がいて、彼をサポートしていく体制が出来ています。雄大君自身もこれまでの経緯というのを聞かされていますが、そういう所も踏まえて本人は農業を頑張っていくと話していますので、その辺は、くみ取っていただければと思います。

推進委員

4番

〇〇君は、活動にも真面目に参加されていますし、人柄をみても大丈夫じゃないかと思っています。

議長

他にありませんか

（意見・質問なし）

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

（挙手を確認 議長に報告）

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。現況写真となっています。1件目です。

整理番号1

申請地 長与町齊藤郷（地番）

地目 田 面積 1,375 m² です。農地区分は、農用地区域 内になります。

申請者は、

賃貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

賃借人が、時津町浜田郷（地番） （氏名）

申請目的は、賃貸借権設定です。

期間は、令和8年2月1日から令和11年1月31日までの3年間です。令和5年2月1日から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は 米〇〇kg で、10aあたりは、米〇〇kg となります。

備考欄に記載のとおり、申請地では、以前から申請者間で農用地利用集積計画に基づく賃貸借契約が結ばれており、水稻が作られていました。今後も物納での契約を続けるために貸借の方法を切り替えるものです。

耕作地は、2,710 m² 労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。図面の upper 側に（施設名）がございす。（施設名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員

7番

1月15日11時から、会長、崎山職務代理、事務局2名と坂本委員、私の6名で現地確認を行いました。（賃貸人）の田を、（賃借人）が相対で借りていたのを変更して3条で借りるそうです。継続という事なので問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。 5番 坂本 謙二 農業委員

5番

谷口委員の説明のとおりですけれども、特にトラブルなども聞いた事もなく、継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。第1号議案の4ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。現況写真となっています。

整理番号2

申請地 長与町齊藤郷(地番)

地目 畑 面積 824㎡ です。農地区分は、農用地区域 内です。

申請者は、

譲渡人が、時津町浜田郷(地番) (氏名)

譲受人が、時津町西時津郷(地番) (氏名)

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は譲渡人の甥にあたり、無償で譲り受けます。申請地では新たにアボガドを栽培予定です。

耕作地は、16,665㎡ 労働力は4人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。図面の右上側に(施設名)がございます。(施設名)の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員

同じく1月15日に先ほどのメンバーと行政書士の方と7名で現地確認をいたしました。

7番

(譲渡人)の畑を(譲受人)へ贈与し、アボガドを作るそうです。草刈もしっかりしていて

問題ないと思います。以上です。

議長 続きますので、担当農業委員さんをお願いします。 5番 坂本 謙二 農業委員

5番 この農地は、長与町と時津町の境目の所にありますが、今までずっと農地調査ではA判定だった所だと記憶しています。(譲渡人)と(譲受人)は時津町の方で存じ上げないのですが、現地は、道路に接合していて、非常に作業しやすい場所と思います。そして、遊休農地の解消にもなっていますので、地域にとっても良かったと思います。問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 9番 山口 和幸 委員

9番 (譲受人)は、私のいとこの孫にあたります。県外で就職していましたが、そこを辞めて後継者として帰ってきました。今はブドウを主に栽培していて、お嫁さんと一緒に頑張っていますので、よろしくをお願いします。

議長 説明ありがとうございました。他にありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて3件目ですが審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(〇〇委員 退席後)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。第1号議案の7ページをお開きください。先月も申請があった土地になりますので、資料につきましては省略しております。

整理番号3

申請地 長与町高田郷（地番）

地目 畑 面積 824 m² です。農地区分は、農用地区域 内です。

申請者は、

譲渡人が、長与町高田郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町高田郷（地番）（氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は譲渡人の孫にあたり、申請地を譲り受けます。なお、今回の申請で当該農地の全部を譲り受ける事になります。申請地は現在、野菜畑として利用されています。

耕作地は、30,161 m² 労働力は 3人です。市街化区域となります。

土地の所在を説明します。8ページをご覧ください。図面の左上側に（事業所名）がございします。（事業所名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、9ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、以前、現地確認を行っていただきましたので、今回は省略いたしました。この件に関しまして、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

（挙手を確認 議長に報告）

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

退席されていた ○○委員の入室を事務局から伝えてください。

（○○委員 入室後）

議長

○○委員に申し上げます。議題となりました、「農地法第3条の規定による許可申請について」につきましては、許可することに決定しました。

続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。1件目です。

整理番号1

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 時津町西時津郷(地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 時津町西時津郷(地番)

権利対象の土地は、

所在 斉藤郷(地番)

地目 畑 面積 4,105 m² です。

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 果樹です。

期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。平成28年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は 〇〇円で、10aあたりは 〇〇円となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。図面の下側に(施設名)がございます。(施設名)の北西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員

7番

1月15日に水谷会長、崎山職務代理、坂本委員、(賃借人)、職員2名と私の7名で現地確認を行いました。(賃借人)の畑を(賃借人)が相対で借りていましたが、中間管理機構に切り替えて借りるそうです。継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんをお願いします。 5番 坂本 謙二 農業委員

5番

はい、この農地も時津町との境目付近で2人とも時津町の方です。以前からこの畑は、良く管理をされていると思っていましたが、現地に行ってみると私が知っている方でしたのでビックリしましたが、管理も良くしていて、継続という事なので問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 続きます、2件目です。第2号議案の 3ページをお開きください。
整理番号2
農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町岡郷 (地番)
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町斉藤郷 (地番)
権利対象の土地は、
所在 斉藤郷 (地番)
地目 畑 面積 636㎡ 以下3筆。3筆合計 2,373㎡です。
権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 果樹です。
期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。平成30年から借り入れており、今回3回目の更新となります。
年間の借賃は ○○円で、10aあたりは ○○円となります。
土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面の左上側に(施設名)がござい
ます。(施設名)の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。
谷口 勝久 推進委員

推進委員 1月15日に水谷会長、崎山職務代理、事務局2名と坂本委員、私の6名で現地確認を行いました。(賃貸人)の畑を(賃借人)が相対で借りていましたが中間管理機構に切り替えて借りるそうです。現地は少しミカンの木が少なくなりましたが、継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。 5番 坂本 謙二 農業委員

5 番 この農地を最初に貸借した頃は、ちょうど私が推進委員をしていた頃で、その当時はミカンの木も農地全体の3分の2位はあったんですけど、今は3分の1位ですね。枯れてしまった所に野菜や花を作っているのが現状です。(賃借人)も80歳を超えていて高齢ではありますが、耕作放棄地を増やさないためにも、健康な限り耕作していただければ良いと思っております。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局 続きます、3件目です。第2号議案の 5ページをお開きください。
整理番号3

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷(地番)

地目 畑 面積 379㎡ 以下2筆。2筆合計 2,293㎡です。

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。令和3年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は ○○円で、10aあたりは ○○円となります。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面の右側に(施設名)がございます。(施設名)の西側と南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
池田 洋祐 推進委員

推進委員
1 番

1 月 15 日午前 9 時半頃より、水谷会長、崎山推進委員、池田八千代委員、事務局 2 名と私の 6 名で現地確認を行いました。現地の 2 か所は離れた所がありますが、(地番)にはブルーベリー、(地番)にはスイートスプリングを栽培していて、しっかり管理されていました。継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんをお願いします。8 番 池田 八千代 農業委員

8 番

(地番)では、2009 年から〇〇会が苗を育てて、収穫・管理を行ってきた畑です。雑草もなくきれいに管理されています。最近、イノシシが侵入してワイヤーメッシュが壊されると報告があったそうですが、さっそく修繕を行ったそうです。もう一方の畑も、先ほど説明があったとおりスイートスプリング、不知火などのミカンが栽培収穫されていて、今後も継続して生産管理されていき問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、4 件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4 件目です。

第 2 号議案の 7 ページをお開きください。

整理番号 4

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 田、面積 1,119 m² です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 水稲 です。

期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。平成31年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

土地の所在を説明します。8ページをご覧ください。図面右下側に(施設名)がございます。(施設名)の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

1月15日10時頃から、水谷会長、崎山推進委員、坂口委員、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんをお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番

この農地は、圃場整備がされていて本当に営農しやすい土地です。(使用借人)が継続して米を栽培していらっしゃるので問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目です。第2号議案の9ページをお開きください。

整理番号5

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 田、面積 1,355 m² です。

権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。

期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。令和3年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。

土地の所在を説明します。10ページをご覧ください。図面左下側に橋がございます。橋の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

同じく1月15日に先ほどのメンバーで現地確認を行いました。こちらも継続なので問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんをお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番

田中委員のおっしゃるとおり、継続という事で問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議につい

て、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。
続いて、6件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、6件目です。

第2号議案の 11 ページをお開きください。

整理番号6

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 田、面積 1,592 m² です。

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。昨年12月まで他の農家と契約をしていましたが、今回から借人を変更したため、新規の契約となります。

年間の借賃は ○○円で、10aあたりは○○円となります。

土地の所在を説明します。12ページをご覧ください。図面中央に橋がございます。橋の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地となります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員

こちら1月15日に先ほどのメンバーで現地確認をしました。(賃借人)は他の所でも水稻を栽培していますので、問題ないと思います。以上です。

3番

議長

続きまして、担当農業委員さんをお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番

田中委員の説明のとおりで、圃場整備をされていて管理しやすい農地なので問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。
続いて、7件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、7件目です。
第2号議案の 13 ページをお開きください。
整理番号7
農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町平木場郷(地番)
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町平木場郷(地番)
権利対象の土地は、
所在 平木場郷(地番)
地目 田、面積 1,027 m²
権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は水稲 です。
期間は、令和8年4月10日から令和13年4月9日までの5年間です。平成28年から正式に借り入れており、今回2回目の更新となります。
土地の所在を説明します。14 ページをご覧ください。図面左側に(施設名)がございいます。
(施設名)の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
尾崎 明光 推進委員

推進委員 2番 現地確認を1月15日午前10時過ぎ頃より行いました。現地は例年、良く管理をされていますし他の農地についても良く管理されていますので問題ないと思います。今回切替という

事ですけれども、管理状態が良いので問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。12番 山中 庄八郎 農業委員

12番 この農地は、町道の沿いにある所なのでいつも見っていますが、いつも管理が良く出来ていると思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。
これから、行事報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (令和8年1月行事報告)

議長 最後に、2月の日程について事務局からお願いします。

事務局 2月の日程ですが、総会を25日(水)の15時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。